

公立病院改革ガイドライン(概要)

第1 公立病院改革の必要性

1. 公立病院の現状と課題

公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしているが、近年、多くの公立病院において経営状況が悪化するとともに、医師不足に伴い診療体制の縮小を余儀なくされるなどその経営環境や医療提供体制の維持が極めて厳しい状況である。

加えて平成19年6月に交付された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、地方公共団体が経営する病院事業は事業単体としても、また、当該地方公共団体の財政運営全体の観点からも一層の健全経営が求められることとなる。

2. 公立病院改革の目指すもの

公立病院の果たすべき役割の明確化

公立病院の役割は、地域に必要な医療のうち、採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な医療を提供することにある。

(例えば①救急・小児等不採算部門に関わる医療の提供 ②高度・先進医療の提供 ③医師派遣拠点としての機能)

地域において真に必要な公立病院の持続可能な経営を目指し、経営を効率化する必要がある。

3. 公立病院改革の3つの視点

(1) 経営の効率化

病院経営の健全性を確保するために、主要な経営指標について数値目標を掲げ、経営の効率化を図ることが求められる。

(2) 再編・ネットワーク化

中核的医療を行い医師派遣の拠点機能を有する基幹病院と、②基幹病院から医師派遣等様々な支援を受けつつ日常的な医療確保を行う病院・診療所へと再編成するとともにこれらのネットワーク化を進めていくことが必要である。

平成20年度中に実施計画確定が困難な場合・・検討・協議に係る方向性、検討・協議体制、スケジュール並びに結論を取りまとめる時期等を掲げる →平成25年度までに策定。

(3) 経営形態の見直し

民間的経営手法の導入を図る観点から、地方独立行政法人化や指定管理者制度の導入などにより、経営形態を改めるほか、民間への事業譲渡、診療所化を含め事業の在り方を見直すことが求められる。

4. 公立病院改革ガイドライン策定の趣旨

「経済財政改革の基本方針2007について」(平成20年6月19日閣議決定)において、社会保障改革の一環として公立病院改革に取り組むことが明記され「総務省は平成19年度内に各自治体にガイドラインを示し、経営指標に関する数値目標を設定した改革プランを策定するよう促す」こととされた。

このガイドラインを参考に改革プランを策定し、着実に実施することが期待される。

第2 公立病院改革プランの策定

地方公共団体は、平成20年度内に公立病院経営に知見を有する外部の有識者の助言を得ながら公立病院改革プランを策定し、経営改革に取り組むものとする。

1. 改革プランの対象期間

- ・経営効率化・・・3年程度
- ・再編・ネットワーク化、経営形態の見直しにかかる実施計画・5年程度（最終平成25年）

2. 改革プランの内容

(1) 当該病院の果たすべき役割及び一般会計負担の考え方

当該病院が地域医療の確保のため果たすべき役割を明らかにし、これに対して一般会計等が負担すべき経費の範囲について記載する。

(2) 経営の効率化

① 経営指標に係る設定

全国の公立病院、民間病院等の状況を参考に23年度までの数値目標を設定する。

1) 財務の改善関係（経常収支比率、職員給与費対医業収益比率、病床利用率など）

ア 収支改善に係るもの

イ 経費削減に係るもの

ウ 収入確保に係るもの

エ 経営の安定化に係るもの

2) 公立病院として提供すべき医療機能の確保に係る指標について数値目標を設定する。

（外来・入院患者数、救急取扱件数など）

3) サービス向上に係る指標（患者満足度等）について数値目標を設定する。

② 財務内容の改善に係る数値目標設定の考え方

1) 各公立病院に共通する事項

公立病院がその役割を果たすため、最大限効率的な運営を行ってもやむを得ず不採算となる部分については、一般会計等からの負担金等によって賄われることが認められている。このため、数値目標の設定に当たっては、繰出しにより「経常黒字」が達成される状態を想定して数値目標を設定する。しかし、経営の実態から、改革プランの対象期間中に「経常黒字」の状態に到達できない場合には、最終的に「経常黒字」の達成を目指す時期を明らかにし、平成23年度における目標数値を定める。

2) 同一地域に民間病院が立地している場合の留意事項

地域において類似の機能を果たしている民間病院の状況を踏まえつつ「民間病院並みの効率性」の達成を目途として数値目標を設定する。

③ 経営指標の目標設定及び評価に関する留意点

数値目標を設定する際には、各病院の事業運営の実態等に応じた設定とすることが必要。

④ 目標達成に向けた具体的な取組

数値目標達成に向けて具体的にどのような取組みをいつ実施するかを明記する。

（具体例）

ア 民間的経営手法の導入（経営形態の見直し、民間委託）

- イ 事業規模・形態の見直し（過剰病床の削減、老人保健施設や診療所への転換）
- ウ 経費削減・抑制対策（給与体系の見直し、契約の見直し）
- エ 収入増加・確保対策（医療機能に見合った診療報酬の確保、未収金の管理強化）

⑤ 改革プラン対象期間中の各年度の収支計画等

上記取り組みの実施を前提として、改革プラン対象期間中の各年度の収支計画及び各年度における目標数値の見通し等を掲げる。

(3) 再編・ネットワーク化

- ① 再編・ネットワーク化に係る計画の明記
- ② 再編・ネットワーク化に係る都道府県の役割
- ③ 再編・ネットワーク化に係る留意事項
- ④ 再編・ネットワーク化のパターン例

(4) 経営形態の見直し

- ① 経営形態の見直しに係る計画の明記
- ② 経営形態の見直しに係る選択肢と留意事項
 - ・ 地方公営企業法の全部適用
 - ・ 地方独立行政法人化（非公務員型）
 - ・ 指定管理者制度の導入
 - ・ 民間譲渡
- ③ 事業形態の見直しの検討等

第3 公立病院改革プランの実施状況の点検・評価・公表

1. 地方公共団体における点検・評価・公表

- ・ プランの実施状況を概ね年 1 回以上点検・評価する。
- ・ 学識経験者等の参加する委員会等に諮問し、評価の客観性を確保する。

2. 積極的な情報開示

- ・ 委員会の公開

3. 改革プランの改定

- ・ 2 年後の時点で数値目標の達成が困難と認めるときはプランを全面改定する。

4. 総務省における取組

- ・ プランの策定・実施状況を概ね年 1 回以上調査し、公表する。

第4 財政支援措置等

1. 公立病院改革に対する支援措置

(1) 改革プラン策定に要する経費

地方交付税措置

(2) 再編・ネットワーク化に伴う新たな医療機能の整備に要する費用

病院事業債、元利償還金の一部を普通交付税措置

(3) 再編・ネットワーク化や経営形態の見直し等に伴う清算等に要する経費

- ① 不良債務（資金不足）解消に係る措置

1) 公立病院特例債の創設

平成 20 年度に限り公立病院特例債発行

2) 一般会計出資債の措置

② 施設の除却等経費

一般会計からの繰出金の一部を特別交付税措置

③ 既往地方債の繰上償還費

④ 退職手当の支給に要する経費

指定管理者制度の導入に際し必要な退職手当債措置

⑤ 病床削減時の既存交付税措置の 5 年間継続

削減後 5 年間は削減病床数を有するものとし普通交付税措置

2. 公立病院に関する既存の地方財政措置の見直し

(1) 公的医療機関に関する地方交付税措置の充実

① 病院から診療所に移行した後の財政措置の継続

② 公的病院に対する財政措置の創設

(2) 公立病院に関する地方財政措置の重点化